

今月のお悩み

現在離婚を考えています。 子どもの親権や慰謝料などは どうやって決めればよいのでしょうか。

**まずは話し合い(離婚協議)ですが、
うまくまとまらない場合、
調停や訴訟になります。**

親権は子どもの意思が
尊重される場合も

離婚のときに問題となるのが、離婚の条件と方法です。離婚の条件は、親権及び面会の問題と、お金の問題に大きく分かれます。親権とは、未成年の子どもをどちらが引き取るかということです。基本的に女性が有利ですが、子どもが大きい場合は本人の意思も関係してきます。収入はあまり関係ないじでお考え下さい。また、面会交渉(面接交渉)とは、子どもと同居していない相手方が子どもと面会することです。両親とも会うことは、子どもの権利もありますので、双方の話し合いで面会の回数等を決めることになります。

お金の問題は
大きく5つに分けられる

次にお金の問題として、①婚姻費用②養育費③慰謝料④財産分配⑤年金分割の問題があります。①婚姻費用は、離婚までの生活費です。離婚を前提として別居中であっても、夫に生活費を請求できるといふことです。安心して離婚協議を進めるためには重要な要になってしまいます。②養育費は、離婚後、子どもを養育するために相手から支払いを受けるお金です。婚姻費用と養育費は、双方の収入や子どもの人数をもとに金額の目安が算定できるようになっています。③慰謝料は、離婚の場合必ずもらえるものではなく、相手に有責な行為(離婚につながるような行為)があつた場合に請求

求めるものです。例えば、不倫(不貞行為)や、ロソなどが無理であります。④財産分配とは、夫婦どちらかの名義になつているものを含め、結婚中に築いた財産を公平に分配することです。⑤年金分割とは、厚生年金や共済年金について、一階建て部分の婚姻中の掛け金を分割する手続きです。

当人同士の話し合いがまとまらなければ離婚調停→裁判へさて、以上のようないくつか離婚の方法ですが、最初に当事者での話し合いを行つのが普遍です。しかし、本人同士での話し合いだと感情的につかつたりして話が進まないこともあります。弁護士を通じて協議を行つ方がスムーズに進められます。

離婚調停は弁護士を付けなくともできますが、やはり弁護士は必要だと思います。離婚協議がまとまれば、必要に応じ、合意した離婚条件を書面にします。金銭の支払い(特に、養育費など長期にわたる支払い)がある場合は、公正証書という強制執行が可能になる公的な書類を作つておくことをお勧めします。当事者の話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所で離婚調停を起こします。調停とは、家庭裁判所での話し合い手続のことですが、調停委員が中立の立場で間に入つて下さいますので、直接の話し合いに比べれば前向きになります。調停がまとまつたら、合意した内容は「調停調書」という公的な書類になり、そこに記載された内容は強制執行ができることがあります。離婚訴訟を起こすことになり、簡単にいきません。後で悔しないためにも、まずは早めに弁護士に相談されることをお勧めします。

銀河法律事務所

☎096-342-1030

URL: <http://www.ginga-law.jp/>

銀河法律事務所 楽素



今回の回答者

弁護士 河口大輔さん
熊本高校 東洋女子中学校
熊本県弁護士会 消費者問題対策委員会・高齢者問題委員会・九州・山口医療問題研究会会員・日本医療実務法学会会員

※借金問題(債務整理)の法律扶助(弁護士費用援助)を取り扱っています。
※法人デラックスの法律扶助(弁護士費用援助)を取り扱っています。

どんな小さなことでもご相談ください



銀河法律事務所OPEN

銀河系は2000億の星々の集まりだとされています。
それらの一つひとつが、太陽と同じく自分で光り輝く恒星です。
それは、私たちの社会も同じ。
皆様が光輝くためのお手伝いをしたいとの思いから、「銀河法律事務所」と名付きました。
一日でも早く笑顔になつていただきため、親切丁寧にご対応します。お気軽にお越し下さい。



明るく静かな待合室。絵本も用意しております。お子様連れの方も大丈夫です。



相談は完全個室。プライバシー厳守です。



白川に面した明るい事務所です。

プライバシーは
守られるの?

Q 私の問題って弁護士に
相談するレベル?

A 法律で解決できる問題は多岐に渡ります。「小さい問題」と決め付けて、まずはご相談下さい。
例えば…
●交通事故を巡るトラブル(保険会社との代理交渉など)
●近所のトラブル(土地、隣人など)
●離婚を巡るトラブル(慰謝料、親権など)
●職場のトラブル(ハラハラ、給料、労働時間など)
●借金トラブル(自己破産、過払い請求など)
●消費者トラブル(悪質商法、クーリングオフなど)
●学校でのトラブル(いじめ、事故など)

Q 弁護士費用って高そうだけれど、
実際にいくらかかるの?

A 弁護士費用の内訳は大きく分けて二つです。
①初回の相談料
②事件のご依頼を頂く場合の費用
相談料とは、初回のご相談に限り頂く費用です。当事務所では5,250円(税込)とさせて頂いております。相談時間はおよそ1時間が目安ですが、超えてても延長料金はいただしません。また、同じ案件についでは、2回目の打ち合わせは相談料はいただきません。
②は、さらに「着手金」「実費」「成功報酬」に分けられます。それぞれの費用の算定はホームページをご覧下さい。

銀河法律事務所

☎096-342-1030
http://www.ginga-law.jp/

銀河法律事務所 熊本 標素



理念
・お悩みを抱えた方のために、懇切丁寧に接します。ゆっくりと時間をかけてお話を伺い、方針をご説明し、ご射得の上で業務を進めて参ります。
・プライバシーを守ります。迅速丁寧な業務処理を心がけます。
・ふるさと熊本の皆様のために力を尽します。

【TEL】096-0851 熊本市千種本町1-5 リバーサイドルミカ1F
【電話受付】19:00~17:30 涉外業務専門
【休土・日曜・祝日】[P]2台
【メールアドレス】info@ginga-law.jp

業務内容
民事・商事・家事・刑事・企業法務・債務整理等広範な分野の法律事案を取り扱い。
※借金問題(債務整理)の法律扶助(弁護士費用援助)は無料です。
※法人デラックスの法律扶助(弁護士費用援助)を取り扱っています。



【TEL】096-342-1030
【住所】熊本県熊本市千種本町1-5 リバーサイドルミカ1F
【営業時間】9:00~17:30 涉外業務専門
※休日・日曜・祝日 [P]2台
【URL】http://www.ginga-law.jp/ 標素
銀河法律事務所